

# 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成 8 年 3 月 2 8 日  
大分市条例第 2 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、第 4 条第 1 項に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

## (市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (施策の推進)

第 4 条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき行うものとする。

## (実態調査)

第 5 条 市は、前条第 1 項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

## (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則 (令和 2 年条例第 1 3 号)

この条例は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日  
法律第109号

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2020年度（令和2年度）は、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、  
社会全体が様々な変化を迫られる激動の年となりました。

また、いわゆる「コロナ差別」が生まれ、  
感染症に関わる人やその家族等に対する差別や偏見、いじめなどの

人権侵害が起こり、今なお、問題となっています。

私たちの社会では、部落差別（同和問題）をはじめ、  
ハンセン病に関わる人やHIV感染者等への偏見や差別など、

根拠のない思い込みや知識不足、誤った認識等による

人権侵害が繰り返されてきました。

しかし、これまで多くの人が、差別解消を願い行動してきたからこそ、

今の大分市があります。

これからも、「心の距離」が離れないよう

相手を深く思いやり、支え合うとともに、

確かな認識を持ち行動することで、

差別解消に向けての取組をさらに進めていきましょう。

これまででも　　これからも